

所得税・住民税の申告期間は、 2月16日(木)～3月15日(水)です

—申告書は自分で書いて早めに提出しましょう—

所得申告は市民の義務であるとともに、各種税証明並びに国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎となる大切なものです。また、各種控除の適用を受ける方は、申告しないと受けられませんので、不要な税金を負担することのないように、適切に申告してください。

市では、次頁「所得税・住民税申告相談日程表」のとおり、申告相談を行いますので、お気軽にご利用ください。

なお、青色申告、相談内容が複雑な方、譲渡所得がある方は、直接税務署に相談してください。

平成17年分の所得税・平成18年度分住民税については、65歳以上の方を中心に大幅な改正があります。改正内容については平成17年12月号広報をご覧ください。

申告の必要ない方

① 給与所得(給与にはアルバイトやパート、専従者給与も含まれます。以下同じ)のみで年末調整が適正に行われ、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方

② 公的年金のみの方

公的年金総支給額が65歳未満で98万円を超える方あるいは65歳以上で148万円を超える方は、申告により配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、社会保険料控除、生命保険料・損害保険料控除などの各種控除を適用すると有利になる場合があります。

特に、65歳以上の方については、老年者控除の廃止、公的年金などの所得計算方法の改正、個人住民税の65歳以上非課税措置の廃止などにより、前回は非課税であっても今回は課税となる方が増加する見込みですので、各種控除の適用が可能な方は申告されることをお勧めします。

③ 前年中に所得がなく、市内居住の家族の扶養控除対象者になっている方

申告が必要な方

右記に該当しない方で、平成18年1月1日現在市内に住所のある方は申告が必要になります。

- ① 事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得及び雑所得のあった方
- ② 給与の他に所得のある方や給与を2力以上から受けている方
- ③ 勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がされていない方
- ④ 平成17年中に退職した方
- ⑤ 市内居住の家族の扶養控除対象者になっていない方

⑥ 医療費控除の適用を受ける方(所得税が課税されている方で年間10万円以上あるいは所得の5%以上の医療費の支払いがある方)や初めて住宅借入金特別控除の適用を受ける方

※収入がない場合でも、前記「申告の必要ない方」に該当しない方は申告が必要になります(この場合、お電話による申告でも結構です。)

申告の際にお持ちいただくもの

◆ 印鑑

◆ 平成17年中の所得のわかるもの

① 給与所得者は、源泉徴収票または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間支払額など)

② 年金受給者は、公的年金などの源泉徴収票

③ 事業所得者・不動産所得者は、収支内訳書など

◆ 国民年金保険料(※)・生命保険料・個人年金保険料・損害保険料などの支払証明書

※支払った国民年金保険料を社会保険料控除として適用を受ける場合には、社会保険庁が発行する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が義務付けられました。

◆ 医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの(医療費については、「医療を受けた人」ごとに医療費を支払った「病院・薬局等」別の明細を作成しておいてください。)

◆ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳または証明書

◆ 学生の方は、学生証または在学証明書

◆ 還付申告の方は、ご本人名義の預金口座番号の控え

問合先 税務課 市民税担当

◎税理士会が行う小規模納税者の方などのための確定申告無料相談

税理士会では、小規模納税者のための無料申告相談を開催しますので、ぜひご利用ください。

なお、所得金額が高額な方、収入金額が多額な方または所得計算が複雑な方は、税務署で指導を受けていただくか、税理士による有料相談を受けてください。

対 象 事業所得、不動産所得及び雑所得の合計が300万円以下の方、または消費税の課税事業者で基準期間の課税売上高が3,000万円以下の方

※年金受給者及び給与所得者の方(譲渡所得のある方を除く。)も対象とします。

日 時 2月20日(月)、3月1日(水)

いずれも午前10時～正午、午後1時～3時

場 所 市役所2階第一会議室

主 催 東京地方税理士会大月支部

◆相談にお越しになる際には、計算器具、筆記用具などをご持参ください。

◎税理士記念日無料相談会

東京地方税理士会大月支部では、2月23日の税理士記念日に、譲渡・相続・贈与などの無料相談会を開催しますのでご利用ください。

日 時 2月23日(木) 午前10時～午後4時

場 所 東京地方税理士会大月支部事務局(会議室)

富士吉田市下吉田503 ダイケンビル2階

問合先 ☎0555(22)8481